

第11回産業保健調査研究発表会（平成18年10月19日 ソリッドスクエアホール）

## 『鹿児島県内の小規模事業場における過重労働及びメンタルヘルス対策の実態とその活動の支援策に関する調査研究』発表内容

鹿児島県では労働者数50人未満の小規模事業場が多く（約97%），これまでの調査から小規模事業場における産業保健活動は低調であることがわかっている。特に過重労働やメンタルヘルス対策が問題となっており，このような傾向は他県でもみられるものである。（スライド2）

今回は小規模事業場に対し，事業主と労働者のそれぞれにアンケート調査をおこなった。事業主に対しては過重労働，メンタルヘルス対策を中心に，労働者に対しては過重労働，疲労蓄積度（自覚症状）を中心とした調査分析をおこなった。小規模授業上の現状を把握することで，地域保健活動推進の資料とする目的とした。（スライド3）

鹿児島県内の従業員数50名未満の事業場989件に事業主対象および労働者対象のアンケート用紙を配布し，郵送による回収とした。事業主から回収されたアンケート384件から不備のある16件を除いた368件，および労働者から回収されたアンケート1,835件から不備のある29件を除いた1,806件を解析対象とした。（スライド4）

事業主向け調査票では，所在地や従業員数などの基本項目，勤務態勢と時間外労働の状況。従業員の健康状態，事業場としての産業保健活動，メンタルヘルス対策の実施状況を調査した。（スライド5）

労働者向け調査票では，性別，年代などの基本項目，自覚的健康状態，健康診断受診状況，睡眠時間，厚生労働省作成の「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」を調査した。このチェックリストは自覚症状と勤務状態を4段階で判定をおこなうものである。（スライド6）

まずは事業主向けの調査結果から報告する（スライド7）。勤務形態に関しては，全体の65.8%が昼間のみの勤務，32.6%が昼間と夜間の両方と回答があり，従業員数30人以上の事業場の方が昼夜勤務の割合が高かった。時間外労働に関しては，週に3日以上あると回答した事業主は21.7%であった。（スライド8）

事業主が把握している従業員の健康状態に関しては，入院中の者がいると回答したのは7.9%，通院中の者がいると回答したのは42.4%と高かった。しかし，メンタルヘルス不全で入院，通院している従業員がいると回答した事業主はそれぞれ，0.5%，2.2%と極めて低い割合を示した。（スライド9）

病気による退職者がいる事業場は全体の12.7%であり，心の病気による退職者がいる事業場は2.4%であった。（スライド10）

このように事業主が把握しているメンタルヘルス不全は少ない一方で，メンタルヘルス対策を実施していない事業場は63.9%にものぼっている。「メンタルヘルス不全者が少なく，対策が不要」というよりも「メンタルヘルス対策をおこなっていないため，不全者の把握ができていない」という可能性が高い。（スライド11）

次に労働者向けの調査結果を報告する（スライド12）。勤務形態に関しては，78.2%が昼間のみの労働，0.8%が夜間のみの労働，17.2%が昼夜両方の労働であった。また，1日2時間以上の時間外労働が週に3日以上あると回答したのは22.5%であった。これらは事業主の把握状況とあまりかわりがなかった。（スライド13）

健康状態に関しては，病気療養中の者が6.8%，病気がちで時々服薬しているものが2.3%と多くはなかった。（スライド14）

健康診断に関しては毎年受診している者は90.3%であり，1割近くの労働者が毎年受診をしていない

という問題が明らかになった。また、健康診断結果について要治療と診断された者が 7.0%，要精密検査と診断された者が 10.1%，要指導と診断された者が 18.3%であった。（スライド 15）

チェックリストによる疲労蓄積度の自覚症状は睡眠時間が不規則な労働者において、最も悪いIVのレベルが多く、レベルIの割合が少ない傾向にあった。（スライド 16）

チェックリストによる自覚症状と勤務状況は、ほぼ相関関係にあり、両者を総合した負担度の判定は「高いと考えられる」が 6.4%，「非常に高いと考えられる」が 4.5%であった。（スライド 17）

全体のまとめとして、多くの事業場において過重労働が行われ、またメンタルヘルス対策が不十分なため、潜在的なメンタルヘルス不全を事業主が認知していない可能性が高いことが示された。（スライド 18）

労働者の自覚的な健康状態は深刻ではないものの、健康診断の受診状況、診断結果からみても一掃の産業保健に関する啓発活動が必要と思われた。時間的、経済的にも余裕のない小規模事業場における産業保健活動には事業主、労働者だけではなく、産業保健センターや地域の産業保健活動関係者が一体となった対策が必要である。（スライド 19）